

## 平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 9 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	石綿健康被害救済対策	担当部局	環境保健部
		評価者	石綿健康被害対策室長 瀬川 俊郎

施策の位置づけ（当該施策は平成 17 年度途中から加えられたため、第二次計画に記載なく、今回第三次計画の該当箇所を明示）

第三次環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	- 章	- (新規施策のため該当なし)
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	施策(節)	- 節	
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				
予算動向	金額 単位:千円)	H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 補正予算において、以下について措置した。 ・石綿健康被害救済事業交付金(救済給付金等)として約 388 億円 ・石綿健康被害救済事業交付金等(徴収のための準備費)として約 8 億円 ・アスベスト濃度、健康影響の調査・リスク評価等として約 2 億円
	一般会計	0	0	0	
	特別会計	0	0	0	

### 施策の目標に対する総合的な評価

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号。以下「救済法」という。)が、平成 18 年 2 月 3 日に可決・成立し、一部を除き、同年 3 月 27 日から施行された。当面は石綿により健康被害を受けた者の数は増加していくものと考えられ、本制度の円滑な施行が求められる。

### 残された課題・新たな課題

救済法において、国は石綿健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないこととされている。救済法の附帯決議において、以下の通りとされている。

- ・指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること、また、指定疾病の認定にあたっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと
- ・政府は石綿による健康被害の実態について十分調査・把握し、制度の施行に反映させるよう努めること
- ・政府は、本制度の施行状況につき毎年とりまとめて公表するとともに、併せて最新の医学的知見、海外の状況その他の情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後 5 年を待たずとも本制度について適宜適切に所要の見直しを行うこと

事業主は、平成 19 年度以降の救済給付の費用の一部を拠出することとしている(労災保険適用事業主、船舶所有者は一般拠出金。石綿の使用量、特定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める要件に該当する事業主は特別拠出金)。

### 今後の取組

石綿による健康被害の救済に関する法律の着実かつ円滑な施行に努める。

「石綿の健康影響に関する検討会」の実態調査結果を平成 18 年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、平成 18 年度以降は以下の調査等を実施する。

- ・中皮腫死亡者の医学的所見に関する解析調査
- ・石綿ばく露による健康リスク評価に関する調査
- ・石綿ばく露による肺がん死亡者の実態把握調査
- ・石綿健康被害に係る医学的判断に関する調査
- ・被認定者に関する医学的所見の解析調査

事業主等からの救済給付の費用の徴収の詳細について、有識者等による検討を経て、平成 18 年度前半の出来るだけ早い時期に決定する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等（該当無し）

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

〔必要性〕

石綿を原因とする中皮腫、肺がんについては、重篤な病気を発症するかもしれないことを知らずに石綿にばく露し、石綿へのばく露から30年～40年という非常に長い期間を経て発症すること、石綿は事業活動のみならず建築物や自動車など極めて広範な分野で利用されてきたことから、どのような状況において石綿にばく露したのかを明らかにすることは難しく、個々の健康被害の原因者を特定することが極めて困難である。加えて、中皮腫や肺がんは重篤であり、発症から1、2年で死亡するケースが少なくない。このように、石綿による健康被害者の多くは重篤な病気を発症するとも知らずに石綿にばく露し、自らに非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないまま死亡する、という状況にある。また、被害の発生状況を見ると、中皮腫の患者数は徐々に増加しており、今後しばらくは、増加すると予想されている。これらのことから、石綿により健康被害を受けた方の迅速な救済のための措置を重点的に実施していく必要がある。

〔有効性〕

3月20日の申請受付開始から1ヶ月弱で、約1千件の申請が機構に行われている。（速報値）

〔効率性〕

中央環境審議会に新しい部会、小委員会、審査分科会を設置し、効率的に医学的判定を進めることとしている。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

-

< 内閣としての重要施策等 >

第163回国会所信表明演説（平成17年9月26日）

「今後被害の拡大が懸念されるアスベスト問題に対処するため、被害者救済対策やアスベストの早期かつ安全な除去などに政府を挙げて取り組んでまいります。」

第164回国会施政方針演説（平成18年1月20日）

「多くの健康被害が発生しているアスベスト問題に迅速に対処するため、既存の制度では補償を受けられない被害者を救済するための法案を提出するとともに、アスベストの早期かつ安全な除去など被害の拡大防止に取り組みます。」

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

税制上の所要の措置（特別拠出金、一般拠出金の損金算入、救済給付として支給を受けた金品について非課税、医療費の支給に係る医療について消費税非課税）

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17当初			H18当初			H19反映		
目標	石綿健康被害対策室関係経費	-	67,214							
	一般環境経由による石綿ばく露の健康影響調査	-	29,699							
	一般環境経由による石綿ばく露による健康リスク評価に関する調査	-	40,499							
	石綿の健康被害に係る医学的判断に関する調査	-	9,699							
	被認定者に関する医学的所見等の解析調査	-	-						新	
	石綿健康被害救済事業交付金	-	106,061							

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-